

酒井論文は、これまで見過ごされてきた領域である、失業問題に真正面から迫ったという点で意欲作である。日本の労働問題研究は、これまで失業に真正面から取り組んでこなかった。戦前から一貫して労働経済分析のメインであった国内・企業における人的配分分析と、1970年代以降、成熟した企業における体系的な労使関係・企業内福祉というコスト-ベネフィット分析、さらには分析ツールとしての質的・量的研究の有機的連関にまで拡張してきた日本の就業問題において、失業は散発的に取り扱われつつ明らかにされてきたにすぎない。

本論文は、雇用保険の基本手当の「受給者割合」を用いて、失業後のセーフティ・ネット利用の長期的低下傾向の要因分析をおこない、その結果、長期失業者割合の上昇と正規以外からの失業者の割合の上昇が受給者割合を引き下げたという結論を導き出す。論文では、雇用保険の制度的変遷に対応して、分子の受給者数と分母の失業者数それぞれの増減理由を統計データで探るという手続きをとる。雇用統計の豊かな日本ならではの伝統的手法であるが、本分析とその結論には以下のような4つの留意が必要と思われる。

1. 雇用保険の受給者割合は何を示す値なのか？
2. この数値の、高低をどのように評価するのか？

さらに、このような統計の性格の疑問との関係から、次のような点を整理する必要がある。

3. 雇用保険の性格は、制度改変に応じて、異なるのであるから、受給者割合は、意味が異なっていて良いのではないか（趨勢分析をすることへ積極的な意味づけが必要）。
4. 質的な分析と量的な分析のバランスが重要ではないか。表3の分析ありきの分析ではないか、という疑念を払しょくするための質的な分析による補強が必要と思われる（専門の違いならいい）。

1と2は、測定している対象者が制度変更によって質的に異なっていることの「意味」に注目している。その「意味」に対する疑問から3は、趨勢分析として分析することの疑義。そして4では、むしろ質的な分析により事実の肉付けをして、この論文全体の主張に説得力を持たせる可能性を指摘している。

### 1と2 雇用保険受給者とは？その高低は？

この値が想定する区間-とくに上限は 100%になることがあるのだろうか。申請は失業後におこなわれるとして、かりに失業後に 100%手当が出る場合には、受給者割合は 100%なることを想定していいのだろうか。

そして、はたしてこの論文が何（図 1 の測定している数値）をあきらかにしようとしているのか。もしこの値が受給者割合を示しているのであれば、低下の要因だけではなく、そもそも高かったことの要因との関係はどうなっているのか。この点は、1984 年以前の受給者割合を規定する要因とはなんだったのかをも明らかにする必要があるだろう。

例：図 1 は、失業者の大幅に増加したにもかかわらず、受給者数が（失業者数の増大ペースに比べて）それほど伸びなかったことで、90 年代後半以降に受給者割合の低下が進んだと素直に読むことが可能か。

### 3と4 趨勢分析に相応しいか

これらの点は、本論文の手法とは明らかに異なった手続きを要求する。専門的にも分野が異なっている。また、本論文で指摘するように、先行研究が見られないとすると、この点は制度研究の今後に期待すべき「ないものねだり」かもしれない。その意味で質的研究との方法論的「際」を明確にする必要があるかもしれない。

例：本論文で制度変更がどのような実態を背景になされたのかは説明がない。その理由として、「モラル・ハザードを防ぐ」と、「セーフティ・ネットを強化する」という経済学特有の仮定が強く影響しているように思う。これらは制度の存続にとって共存しうる目的なのだろうか。他方で、これらは便利すぎる用語ではないか。3と4の疑問にとって、また「際」を明確にするためには解説を要すると思われるが、本論文の趣旨と逸脱するとも思われるので対応は求めない。